

先日、当事務所のNTTネットワーク機器の不具合で固定電話回線が不通になりました。恐れ入りますがこうした場合は下欄の発信専用電話にお掛け直し下さい。



「私も70を過ぎ
そろそろ息子に
事業を継がせた
い。息子は頑張って1級建築士の資格を取ってくれたので技術者は問題ないが、建設業許可の要件=経管者をどうしたらいいか…?」との相談をA氏から受けました。

経管者とは建設業に関する経営経験を有する人の事で、29業種ある建設業の何れかについて少なくとも5~6年以上の経験が必要です。人手不足に対応して昨年10月から許可の運用が緩和さ

支配人登記で許可承継 **父から息子へ** 県内初のケースに

れ、事業継承についても柔軟な取扱いが採用されました。A氏は法人でなく個人で約50年建設業を営んできましたが、住所の関係で息子を事業専従者にはしていませんでした。そこで7月の5年毎の許可

の更更新手続きの後、事業主を息子に変え経管者はA氏を息

子の支配人として登記する事で許可要件をクリアする方法を検討。この場合2~3カ月前に県との事前相談が必要です。濱田行政書士と

の連携で県内初めての個人事業許可の承継実現に。



「現場でアスベスト(石綿)を吸い込み病気にな

った元作業員らが起こした裁判で、最高裁は国と建材メーカーの賠償責任を認める判決…被害者は2万人以上…「静かな時限爆弾」と言われ吸い込んでから数十年後に発症、その時はほとんど重症

国とメーカーの賠償確定 **石綿裁判** 一人親方も労働者扱い

化…国は1・2審で敗訴を重ねたのに争い続けてきた…判決は「国が規制強化の必要性を認識しながら、防じんマスクの着用義務等適切な対策を怠った…欧米から大きく遅れその間に被害は拡大…「一人

親方」と呼ばれる個人事業主についてもリスクは一般の労働者と変わらない賠償の対象にした…石綿を使った民間建築物は約280万棟、建て替え等で7年後に解体のピークが…新たな被害を生

まないために相談窓口や健康診断の充実等と共に安全対策の徹底が欠かせない…」(5/18付毎日新聞の社説抜粋)と大きく報道され首相が謝罪会見を。一人親方

の方の労災保険への加入の手続きを是非ご検討下さい。



※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行ないます。ご協力をお願いします
※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611